

鎌倉極楽寺流の成立と展開

— 初代から九代までの極楽寺歴代住持に注目して —

松尾 剛 次

(文化システム専攻 歴史文化領域担当)

はじめに

一三世紀後期から一四世紀における鎌倉極楽寺と忍性(一二二七—一三〇三)の果たした役割の大きさはつとに知られている*_一。とりわけ、忍性の非人救済活動に象徴される社会救済事業は、その規模の大きさ、活動期間の長さにおいて、極めて重要である。鎌倉極楽寺は、忍性の活動の一大拠点であった。忍性らの活動は単に宗教的に重要であったのみならず、政治的、経済的にも重要な意味をもっていたことは大いに注目すべきである。

ところで、従来、忍性のそうした活動が彼の没後も継承された点は等閑に付されがちで、さほど注目されてこなかった。西大寺第二代長老(住持のこと)信空、河内西琳寺惣持といった僧にはようやく光が当てられつつある*_二が、忍性没後の鎌倉極楽寺を中心とする東国における僧らの活動は史料的な制約もあってまだまだ十分ではない。しかし、栄真、順忍、俊海といった第二、第三の忍性の出現によって、忍性以後も鎌倉極楽寺を中心とした社会救済活動が継続された点を忘れてはならない。

本稿では極楽寺の長老たちに注目して、忍性以後の極楽寺僧の活動を明らかにする。ことに、西国においても極楽寺末寺が形成・展開していた明德二(一三九一)年以前の長老たちに注目する。というのも、明德

二年に書き改められた「西大寺末寺帳」(明德末寺帳)では、極楽寺は三河国以東の末寺支配を認められた*_三が、それ以前においては、西国にも数多くの末寺を展開していたからだ。つまり、叡尊教団内において極楽寺流(極楽寺とその末寺群)も大いに栄えていたといえる。そこで、その時代の極楽寺長老の活動に注目することによって、叡尊教団内における極楽寺の果たした役割を明らかにしたいと考える。

この極楽寺住持歴代については、『生誕八〇〇年記念特別展 忍性菩薩 関東興律七五〇年』*_四が忍性没後の極楽寺住持第七代までを簡略に指摘している。しかしながら、凶録という性格もあって論拠が示されず、また、第六代長老を覚行房照玄とするなど間違いもある。

本稿では、『極楽律寺史 中世・近世編』*_五を典拠としながら、原史料などと対校して使用する。なお、長老というのは、禅寺(院)・律寺(院)など通世僧*_六寺院の住持の呼称である。以下、本稿では長老で統一する。また、従来、律寺のことを律院と表記する研究が多いが、寺と院とは、明確に区別されている。極楽寺などの塔頭(支院)、たとえば真言院とか石塔院などの場合は律院と表記すべきであるが、極楽寺のような複数の塔頭を有する寺などは律寺と表記する。

第一章 第三代長老善願房順忍

律寺としての極楽寺の初代長老が良観房忍性であることは周知のごとくである。ひとまず文永四(一二六七)年から嘉元元(一二三〇)年までが忍性長老時代であった。忍性の活動について詳しくは拙著『忍性』など^{*七}を参照されたい。

第二代長老は、円真房榮真だが、田中敏子の研究^{*八}が詳しいので、それを参照されたい。田中氏によれば、榮真は安貞元(一二二七)年に河内国生まれ、嘉元元年に忍性を継いで極楽寺長老となった。正和四(一一三五)年に亡くなったと考えられている。

第三代長老は善願房順忍である。この善願房順忍に関する専論はないが、忍性以後の極楽寺とその末寺を束ね、叡尊教団内に極楽寺流ともいえる大勢力を築き^{*九}、極楽寺流の西国への展開をも主導した人物と評価できる。以下史料を挙げつつ論じよう。

善願房順忍は正和四(一一三五)年一〇月に長老を嗣いだだが、彼の事績を知る手がかりとして、「極楽寺長老順忍舍利器銘」が参考になる。

史料(一) ^{*十}

極楽寺第三代長老善願上人
舍利瓶器

先師大徳法諱順忍、俗姓藤原、建久幕府士卒加藤判官景廉四代孫也、父加藤五郎、其母又藤原氏、文永二十一廿七誕生、弘安三十六歳随良観上人忍性剃髮、同七年二四随性公和尚受年滿戒、正応二八十三値興正菩薩別受、同元年於東大寺登壇、究二明奥義、積參禪工夫、徳治元六十五始住多宝寺、正和四十九奉将府并太守戒師、掌当寺住持、毎月勤仕授戒、加以伝密宗諸流、授印璽於衆人、元亨二奉東大寺大勸進、塔婆

已下之修造、不恥前古、今年八月十日辰尅、手結密印端坐入寂、俗年六十二、夏薦四十二、闍維之後、撫遺骨以納五輪塔、緬期三会砌而已、

史料(二) ^{*十一}

関東極楽律寺第三住持善願

上人諱順忍於備州鎗郷誕生、双親藤原氏也、十六歳出家学道、十八歳受沙弥戒、廿歳受具足戒、卅五歳南都元興寺小塔院住持、四十二歳関東多宝寺管領、五十一歳同極楽寺執務、六十二歳、嘉暦元年丙寅八月十日〈己尅〉入滅、結秘印端坐、一期化導

比丘戒重受一百人、比丘尼一百十七人、比丘戒新受二百四十三人、比丘尼戒六十四人、式叉尼戒六十一人、沙弥戒二百九十四人、沙弥尼戒七十四人、十重禁戒道俗四百四十七人、(蓋裏銘)

伝法灌頂門^弟僧

六十人、許可僧三十五人、

伝法尼僧三十七人、

許^可尼僧二人

史料(三) ^{*十二}

極楽寺第三代長老善願上人

舍利瓶記

先師大徳法諱順忍、俗姓藤原、建久幕府士卒加藤判官景廉孫也、父加藤五郎、其母又藤原氏、文永二十一廿七誕生、弘安三十六歳、随忍性大徳出家受具、値興正菩薩別受、公家専崇敬、将府太守仰戒師、万人帰顕密之行化、一朝貴濟生之悲願、時嘉暦元年八月十日辰尅端座入寂、俗年

六十二、夏藤四十二、

史料(一)から史料(三)は、いずれも嘉暦元(一二三二)年八月一〇日になくなった極楽寺第三代長老善願房順忍の骨蔵器の銘文「極楽寺長老順忍舍利器銘」である。史料(一)と史料(二)は各々、鎌倉極楽寺と大和額安寺の順忍の墓塔から出た骨蔵器の銘文であり、史料(三)は伊豆金剛廃寺跡の石塔下から出た順忍骨蔵器の銘文である*十三。すなわち、順忍の遺骨は、鎌倉極楽寺と大和額安寺と伊豆金剛廃寺の三つの墓塔に分骨されたのである。

極楽寺は順忍が第三代長老を務めた寺であり、それゆえ極楽寺に分骨されたと考えられる。額安寺は、順忍が尊敬する忍性の墓所がある寺であり、順忍は死後も忍性のそばに眠りたかったのであろう。

史料(三)の骨蔵器はさほど注目されてこなかった。天明五(一七八五)年伊豆牧之郷字寺中(現、伊豆の国市、金剛寺という大寺院の跡)の古い石塔の下から出土した。高さ約一二cm、直径約五・三cmの円筒形銅製で筒面に上人の履歴が刻銘されている。現在は修善寺宝物館に保管されている*十四。金剛寺跡のある伊豆牧之郷は、順忍の祖たる加藤景廉一族の故郷であり、六基の西大寺様式の五輪塔すらある。ただ、それらは後に積み直されたもので、オリジナルのものではないのが惜しまれる。おそらく金剛寺歴代の墓であろう。順忍は、自分の祖先の故郷にあった金剛寺を律寺化し、そこに分骨させたのであろう。

別著で述べたように、忍性は、遺言して鎌倉極楽寺、生駒竹林寺、大和額安寺の三箇寺に墓塔を建てて分骨させた。それらからは、忍性の略伝が記された優美な骨蔵器が見つかっている。それらの三箇寺はいずれも忍性ゆかりの寺院であった*十五。忍性が三塔に分骨させた背景には弥勒信仰があった。史料(一)にも「撫遺骨以納五輪塔、緬期三會砌而已」とあって、順忍も、五六億七千万年後の弥勒三會を期待している旨が書

かれている。順忍が三つに分骨させたのは、忍性にならったからであらう。

「極楽寺長老順忍舍利器銘」は、簡略ながら、順忍の伝記をまとめている。それによれば、順忍は、文永二(一二六五)年一月二七日に誕生した。「備州鎭郷」(吉備国鎭郷)に加藤景廉の四代孫加藤五郎と藤原氏を両親として生まれた。弘安三(一二八〇)年一六歳で忍性を師として出家し、二〇歳で忍性から受戒した。すなわち、一人前の僧侶となった。さらに、正応二(一二八九)年八月一三日には叡尊から具足戒を受けている。その後、密教と禪を学んだ。三五歳で南都元興寺小塔院長老となり、徳治元(一二三〇)六月十五日には鎌倉多宝寺の長老となった。正和四(一二三五)年一〇月一九日には將軍や得宗に授戒し、極楽寺の長老(長老)となった*十六。

順忍が極楽寺長老として入る以前に長老だったのは多宝寺であった。忍性もそうであったが、おそらく、極楽寺流では健康であれば、多宝寺長老を経て極楽寺長老となるルートになっていたであろう。それほど、多宝寺は極楽寺流内で寺格が高い寺院であった。多宝寺は、扇谷山といいい、鎌倉の多宝寺谷を中心とする一帯に所在した。現在は、廃寺である。寺域は、南は泉の井あたり、東は「現在妹尾小児科の前から泉ヶ谷の奥に通じる市道」*十七、北は泉ヶ谷最奥部の谷までと考えられている。西ははつきりしない。多宝寺にも、安山岩製の総高三・一八・一センチもの大きな五輪塔が存在する。かつて、その五輪塔は、忍性塔と伝えられてきた。ところが、関東大震災後の復旧工事中に、反花座より青銅製舍利器五個が発見された。そして、その内の一個に銘文が施されていて、その五輪塔が嘉元四(一二三〇)年二月十六日に死去した多宝寺長老覚賢のものであることが明らかとなった*十八。順忍は嘉元四年に多宝寺長老となるが、覚賢は順忍の前任者であった。

「極楽寺長老順忍舍利器銘」によれば、順忍は、元亨二(一二三二)

年には東大寺大勸進となり、東大寺の塔婆以下の修造を先代たちに劣らず立派に行った。嘉暦元(一三二六)年八月一〇日に六二歳で死去した。一生において化導した僧として、比丘戒を重受した者は一百人、比丘尼戒を受けた者は一百七十七人、比丘戒を新受した者は二百四十三人、比丘尼戒は六十四人、式叉尼戒は六十一人、沙弥戒は二百九十四人、沙弥尼戒は七十四人、十重禁戒は道俗四百四十七人であった。また、伝法灌頂を受けた僧は六十人、許可灌頂を受けた僧は三十五人、伝法灌頂を受けた尼僧は三十七人、許可灌頂を受けた尼僧は二人であった。以上のような履歴が簡潔ながら記されている。それによって順忍の活動の大枠が知られる。いわば、戒律と密教(禪も)を二本柱として救済活動に邁進した律僧であった、と評価できる。

さて、順忍の活動において、注目すべきものとして、東大寺大勸進としての活動がある。

順忍は元亨二(一三三二)年一月一三日に東大寺大勸進となった。

勸進とは、もともとは、仏教用語で人を勧めて仏道に入らせ、善根・功德を積ませることを意味したが、平安時代の終りごろからは、寺社の堂塔や仏像の造立・修理のために、人々に勧めて米・銭の寄付を募ることを意味するようになった言葉である^{*十九}。

中世における官寺には、大勸進とよばれる役職が置かれ、修造などを担った。東大寺大勸進も、けっして名誉職ではなく、東大寺の復興を實質的に担う役職で、資金・資材・職人の調達までも担当した。それゆえ、大勸進に任命された僧には優れた勸進能力が求められた^{*二十}。

忍性は、永仁元(一二九三)年八月に東大寺大勸進に任命された^{*二十一}が、大いに東大寺復興に努力し成功した。この忍性の成功が先例となり、極楽寺長老となった順忍も東大寺大勸進に任命されたのである。順忍に関しても、その骨蔵器に「元亨二奉東大寺大勸進、塔婆已下之修造、不恥前古」と記されている。順忍の東大寺大勸進としての活

動も特筆すべきことだったと考えられる。そこで、順忍の東大寺大勸進としての活動を見よう。

順忍は、元亨二年一月一三日に東大寺大勸進となると、東大寺造営料国である周防国に目代として実順を派遣し、国衙領の収入を確実に東大寺へ送らせ、東大寺の塔婆以下の修造に当てた。この東大寺大勸進としての成功は、順忍の勸進能力の高さによったのであろう。その一つは、極楽寺長老として鎌倉幕府の後援を得やすかったことがある。東大寺側の文書には、「関東多知識禪律僧」、すなわち、鎌倉に住む優れた勸進能力を持った禅僧・律僧が大勸進の時は修造がうまくいくと記されている^{*二十二}。それは、周防国の国衙領を横領するなど邪魔をするのは武士であり、鎌倉幕府の権力なくしては周防国支配が不可能であったからであろう。もちろん実務を担当した弟子の実順との協働事業がうまくいったことにもよる。

史料(四)

留守所下 周防国

国分・法花両寺興行并下地奉免事

右倩檢 聖武皇帝之往 勅、為東大寺・法花寺惣国分寺、日本六十余州仁建立国分・法花両寺、国分寺名金光明天王護国寺、居二十僧、毎月八日讀誦最勝王經、同令講讚、尼寺名為法花滅罪之寺、居一十尼、令講法華云々、爰関東極楽寺住持善願上人任国之時、目代寛順、如旧再興彼両寺、則居僧尼、令致 天下泰平国衙安全之祈祷、彼敷地院内地、自元寺家令進止、寺辺之公田下地里坪別紙在之、奉免事、始而非寄付、公田之儀、国分寺・尼寺差廿五丁、諸郷保在之、為令無僧尼之煩、引移遠所差少々置寺辺者也、移跡者即可為公平、(中略)次吉祥御願事、国名僧等令勤仕之、雖然彼行儀以外不儀也、勤行以後即於堂内執行酒肴之間、甲乙人等令乱入、殆擬及狼藉、所詮適持律僧止住之上者、自今年正中二以

如法儀、向後者僧衆可令勤行也、(中略)

正中二年歲次乙丑十二月廿六日 散位土師宿祿 在判

(中略)

権介

権介

目代 在判

史料(四)は正中二(一三二五)年二月二六日附「周防国留守所下文案」^{*二十三}である。それによると、極楽寺長老善願房順忍が東大寺大勧進として周防国守だった時に、目代覚順によって周防国分寺・国分尼寺の再興がなされたことがわかる。また、正月の吉祥御願会に際して、従来は「国の名僧」が招かれていたが、その行儀はもつての他に悪かったという。すなわち、勤行が終わって堂内で酒宴があり、甲乙人が乱入し、狼藉を行ったという。そこで、今年正中二(一三二五)年からは律僧が如法に執行することになった。

このように、順忍が東大寺大勧進となったこともあって、周防国分寺・国分尼寺の復興が進んだことがわかる。また、注目すべきことには、それと同時に周防国分寺(おそらく尼寺も)の律寺化、とりわけ極楽寺末寺化が進んだことである。

こうした国分寺・同尼寺の復興は、蒙古襲来退散祈禱をさせるための国家的政策の一環であった。この点は、別の機会に詳しく論じたので、ここでは略述に止めるが、その政策の担い手に選ばれたのが叡尊教団で、西大寺と極楽寺であった^{*二十四}。その際に、一九箇国^{*二十五}の国分寺の興行が任されている。実際、周防国分寺、伊与国分寺、丹後国分寺、長門国分寺などの興行を成功させていった。

さらに、注目されるのは、順忍の国分寺興行成功を契機として、極楽

寺流の僧が西国へ展開し、西国の寺院までも極楽寺末寺化していったことがある。周防国分寺、伊与国分寺、丹後国分寺は極楽寺末寺であったし、播磨報恩寺、丹後金剛心院も極楽寺末寺化していた^{*二十六}。

明德二(一三九一)年に書き改められたという「西大寺末寺帳」(「明德末寺帳」)によれば、三河国より以東は多くが極楽寺に属すとある^{*二十七}が、極楽寺は西国にも末寺を展開していた。中世叡尊教団は、西大寺を中心とする西国を主な領域とする西大寺流と東国を主な領域とする極楽寺流の二勢力があったが、順忍らの活躍もあって、西国にも末寺を展開していった。こうした極楽寺流の展開は、次の史料からも読み取れる。

史料(五)^{*二十八}

極楽寺諸末寺被成 勅願寺候間、安堵 綸旨等被成下候、一紙候間、案文書進之候、又礼紙二、今度之亡魂等可訪候由、被仰下候、成 勅願寺候間、能々可有御訪候、又国転変候て未治定候間、何事も委細不申候、委細等此人々可被申入候、諸事期後信候、恐々謹言

八月十一日

覚順(花押)

謹上 周防国分寺長老

史料(五)は年末詳の覚順書状である。従来、ほとんど注目されてこなかった史料である。おそらく、年附けがわからなかったからであろう。ただ、極楽寺流と西国寺院の律寺化に注目した大塚紀弘氏がその年次を元弘三(一三三三)年と考えている^{*二十九}。そこで、まず、その年次を確定しよう。

差出人の覚順房覚恵は、いずれも第三代と第四代極楽寺長老であった善願房順忍と本性房俊海が東大寺大勧進の時に周防国目代を務めている^{*三十}。先述のように、順忍は、元亨二(一三二二)年十一月一日に

東大寺大勧進となり、嘉暦元(一二三二)年八月一〇日に死去している。嘉暦元年(一二三二)三月三日には第四代極楽寺長老本性房俊海が東大寺大勧進となり、元弘三(一二三三)年一〇月二九日には法勝寺田観房惠鎮が拜命している^{*三十一}。それゆえ、史料(五)は、元亨二年から元弘三年までの八月一日に出されたのであろう。

しかし、一二三二年から一二三三年までと二年もの幅がある。それゆえ、年附けをより特定すべく内容を検討すると、重要な手がかりがある。傍点部の「今度の亡魂等を訪ぶらうべき」という文言である。すなわち、その文言から覚順と周防国分寺の関係者であって、朝廷(後醍醐天皇)側もその死を悼むほど重要な人物が死去して程なく出された書状だということがわかる。とりわけ、日附けが八月一日で、「今度の亡魂」とある。それらを考え合わせると、前日の嘉暦元(一二三二)年八月一〇日に死去した善願房順忍の鎮魂のためと考えられるが、善願房が鎌倉で死亡したとする情報が翌日に京都に届いたとは考えがたい。それゆえ、やはり元弘の動乱での死者の鎮魂のためとするのがもっとも自然である。

とすれば、史料(五)は元弘三(一二三三)年八月一日附け覚順書状と考えられる。つまり、元弘の動乱での死者の鎮魂の祈禱のために、極楽寺諸末寺が勅願寺化され、それを安堵する繪旨などが出された。だが、一紙しかないのが覚順がその写を作って極楽寺末寺であった周防国分寺長老に送ったことがわかる。

こうした周防国分寺といった西国の寺院を含む、極楽寺末寺群は、元弘三年八月一日以前に後醍醐天皇によって一括して勅願寺化していたという注目すべき事実がわかる。その背景には、その時の長老本性房俊海の努力があつたとはいえ、前長老善願房順忍の多大な功績もあつたのであろう。従来、善願房順忍はほとんど注目されてこなかったが、大いに注目されるべきであらう。そこで、次に順忍の西国との関係について

見ておこう。

極楽寺と西国との関係といえは、忍性による摂津多田院の修造成功が挙げられる。忍性は多田院修造を成功させ、北条氏の家督である得宗との結びつきを強めたことは周知の事実である。忍性は建治元(一二七五)年一〇月一日に、得宗から摂津多田院の別当職と本堂修造および勧進を任された。弘安四(一二八二)年には本堂供養を行なったように多田院の修造に成功する^{*三十二}。

重要なのは忍性以後も極楽寺は摂津多田院および得宗領の多田庄の管理を行っていた。順忍の代もそうであった。それゆえ、極楽寺長老として、多田院に対して管理に関わる文書が出されている。

史料(六) ^{*三十三}

多田院条々

一 当院百姓観蓮入道構種々謀計、致過分之訴訟之間、適地下之管領当參之時、可申所在之由、雖相触、其身乍在于鎌倉中、都不能參申、奸曲之至、顯然之上者、父子三人追放寺領内、永不可令安堵、云寺僧、云百姓、於奸謀同心之輩者、可改易所帶事、

一 都維那・寺主両職、任文永十年十二月十七日御下知并今年五月廿二日御下知之旨、寺家之知行、不可有相違事、

右、守条々旨、可被執行之状如件、

正和五年五月廿九日 沙門順忍(花押)

多田院行覚御房

たとえば史料(六)は正和五(一二三六)年五月二九日付「摂津多田院条々事書」と言われるもので、順忍が多田院百姓、都維那・寺主両職などに対して管理責任者であったことがわかる。多田院は「明德末寺帳」では西大寺から長老が任命される西大寺直末寺であるが^{*三十四}、順忍・

俊海らの代までは極楽寺末寺であったのだろう。

ところで、極楽寺忍性といえば、ライ病患者の救済など貧者・病者の救済活動で知られる。とりわけ、その財源として土佐国大忍庄が与えられたが、順忍の代においても大忍庄を管理していた。

史料(七) *三十五

(花押)

□□清遠名開発事

大忍庄東川分年貢銭相積之間、当名之内、有可開発之所者、速令開発、可為御年貢要路者也、仍下知状如件、

文保二年二月十日

政所

史料(八) *三十六

(花押)

下 土左国大忍庄

補任 若王子別当職事

僧増源

右、以人補彼職、任親父禪源讓状、有限神事仏事等、無懈怠致其沙汰、可令補任安堵、神人等宜承知、不可違失、故以下、

文保三年三月十六日

史料(七)は文保二(一三二八)年二月一日附「土佐大忍莊政所下知状」である。大忍庄東川分の年貢未納のために年貢銭が相積つているので、清遠名内を開発して年貢銭に当てるように命じている。その袖の花押は、順忍のもので、大忍庄の管理責任者であったことがわかる。史料(八)は、文保三(一三二九)年三月一六日附「土佐若王子社別当職

補任状」で、大忍庄の若王子別当職の継承を順忍が安堵しているが、それも大忍莊管理と関係しているのであろう。以上の史料(七)や史料(八)のように、文保期においても極楽寺は大忍庄を管理していた。それゆえ、逆に言えば順忍の時代においても、貧者・病者などの救済活動を継続していたと考えられる。

史料(九) *三十七

(前略)

御布施

(中略)

錢百貫文

非人施行料 送極楽寺

錢三十貫文

放生料 同

(以下略)

史料(九)は、元亨三(一三二四)年一〇月に円覚寺で行われた北条貞時一三回忌の「供養記」の一部である。傍点部より、極楽寺が非人施行(非人への施物の給付)を担当したことがわかる。円覚寺で一三回忌の供養をやったのだから、円覚寺が非人施行をやってもよいはずなのに、幕府はわざわざ極楽寺に非人施行をさせたのである。すなわち、忍性没後の順忍の時代においても、極楽寺は都市鎌倉内の非人とよばれる人々を対象とする幕府の「慈善事業」を一手に代行していた点にも注目しておこう。

つぎに、叡尊教団内の分派といえる極楽寺流が生まれていった背景を授戒と光明真言会に注目して整理しておこう。

史料(一〇) *三十八

七十五歳同ク四年、始メテ戒壇ヲ結び、別受ヲ行フ、両度四日六十人

史料(一一〇)は、忍性の伝記たる『性公大徳譜』の「正応四年条」である。それによれば、正応四(一二九一)年、七五歳の時に、極楽寺で初めて戒壇を結び、別授戒を行った。朝・夕二度、四日間で六〇人に授戒したという。

別受というのは、『四分律』という戒律書に説く戒の護持を戒律に精通した一〇人の戒師の前で誓う儀礼である。その場を戒場といい、壇になっっているのが戒壇ともいう。この別受の代表的なものは、二百五十戒(完全に揃っているという意味で具足戒ともいう)の授戒である。それを行うには一〇人の戒師が必要であるが、一〇人も戒師が揃いにくい僻地では、五人の戒師の前で戒律護持を誓った。

忍性が正応四年になって極楽寺に戒壇を結び、授戒儀礼を行ったのは注目される。それが、もし事実であるならば、それまで、忍性は極楽寺で具足戒の授戒を行わなかったということになるからだ。忍性が、極楽寺へ入った文永四(一二六七)年から、二五年目になって、具足戒の授戒を行えたことになる。そうしたことが可能になった背景には、正応三(一二九〇)年八月二五日に師叡尊が死去し、忍性が叡尊教団の頂点に立ったことがあるのは間違いないだろう。

叡尊が樹立した戒壇として、「新に戒壇を築くこと五所、謂く西大寺、家原寺、浄住寺、海竜王寺、法華寺也」(『西大寺叡尊行実年譜』)があった。いずれも、畿内ばかりであり、関東の律僧で授戒希望者にとつては、関東から授戒のために畿内に行かねばならず、不便であっただろう。それゆえ、極楽寺に戒壇を樹立したと考えられる。

さらに注目されるのは次の史料である。

史料(一一一) *三十九

先師御入滅、力なき次第に候といえども、仏法衰微事、都鄙皆大いに歎

き申し候、しかりと雖も、我等遺弟、彼素意に任せて、各おの手を分け、弥いよ別法を守護すべく候なり、しかれば、貴辺、殊なる御意染なく、貴寺に止住候て、山より西の諸国僧尼授戒伝法の御勤、闕退せしめ給ふべからず候なり、各互に一味和合を勧め、今更相励べく候、此に同意候ば、山川隔の煩なく候、委細浄賢御房可被詰申候、恐々謹言

十一月十九日

沙門忍性(花押)

謹上 日浄御坊

本史料は、河内延命寺所蔵の忍性書状である。宛名の日浄房は、諱を惣持といい、叡尊の俗甥で、叡尊弟子中の有力者の一人であった。河内(大阪府)西琳寺を中心に活動を続けた。西琳寺は、現大阪府羽曳野市にあり、東西に走る飛鳥道(竹内街道)と南北に走る東高野街道の交差点の北東部に位置する(『大阪府の地名Ⅱ』)。西琳寺は古代以来の寺院であるが、叡尊教団によって復興され、建長六(一二五四)年三月以来、西大寺末寺となった。その初代長老が惣持である。

先の書状には、年号が欠けているが、「先師御入滅、力なき次第に候」という文言から叡尊が入滅した正応三(一二九〇)年の書状だと考えられる。忍性は、叡尊死去後、教団の総帥として活躍した。本書状によれば、忍性は、惣持に対して、西琳寺に止まり、二上山より西の諸国の授戒・伝法灌頂の権限を行使することを認めたようである。奈良西大寺は、おそらく叡尊の遺志と忍性らの支持によって、信空が跡を継いだ、高弟であった信空と叡尊甥の惣持の間で、微妙な対立があったのかもしれない。

忍性が、正応四年に極楽寺で授戒を行っているのを考え合わせると、極楽寺も授戒・伝法灌頂の権限を有したと考えられる。そして、極楽寺は三河国より東の西大寺末寺を管轄していた。とすれば、叡尊死後、授戒と伝法灌頂に関して、二上山より西国のそれを管理する惣持の西琳寺

と、二上山より東で、三河国より西のそれを管理する西大寺、三河国より東のそれを管理する極楽寺の大まかな三つに管轄が分れていた可能性がある。

ところで、極楽寺絵図に戒壇堂が描かれている^{*四十}。授戒自体は、戒壇堂といった建物を必要としないが、正応四年に始まった極楽寺での授戒が恒常化するにつれて、戒壇堂という建物まで作られたのであろう。

『金沢文庫古文書』などには、「暦応四年十二月三日、卯時計、夢想云く、極楽寺において授戒し畢^{*四十一}と見え、暦応四(一三四一)年においても、極楽寺での授戒が継続していたと考えられる。

ところで、興味深いことに、叡尊は、西大寺での授戒と比較して極楽寺での授戒は劣っていると考えていた。『聴聞集』「中有不定の事」^{*四十二}によれば、叡尊は、鹿島神が円心房栄真に乗り移って託宣した際の、忍性との問答を引用して、西大寺での授戒が極楽寺のそれより優れていると述べている。

良観房が鹿島神に質問して次のように言った。ここ(極楽寺か)において受戒する者は皆(戒体を)得ているのでしょうか。鹿嶋大明神は次のように答えた。西大寺において受戒する人は皆(戒体を)得ている。ここ極楽寺において受戒する人の場合は、(戒体を)得る人もいるし、得ない人もいる。良観房は質問して次のように言った。それでは、西大寺で受戒した者で、この極楽寺におります何名かよりも良くない者がいるのは、どうしたことでしょうか。鹿嶋大明神が答えておっしゃるには、人の善悪は、(正しく戒法を授かり、)戒体を得たかどうかには関らない。非常に立派な人であっても得ていない人もいる。また悪いと思われるような人でも得ている人もいるのである。ですから、皆様各々安心なさって下さい。この西大寺にて受戒する人は疑いなく無表戒を身に発得するのです。実にもっともだと思われる事は、信心の浅い深い、智

慧の有無という違いはあっても、身体と寿命とを犠牲にしない人はそれぞれ、身体と寿命とを顧みなくなつた時に戒体を身に発得するのです。また、このように遭遇し難く成就し難い事であるとお考えになって、なんとか工夫して修行なさって下さいませ。

戒体というのは、受戒によって発する戒の種で、それが悪をなさうとするのを止めるという。『聴聞集』では、鹿島神の託宣という形であるが、西大寺で受戒した者は、すべて戒体を得られるが、極楽寺では得られない者も出るというのである。忍性が戒壇を造つて授戒を行ったのが、叡尊の没後であったのは、そうした師叡尊に対する遠慮があつたのだらう。

こうした忍性以来の極楽寺(戒壇)での授戒制こそ、極楽寺流を支える基盤となつた。それゆえ、先述の「極楽寺長老順忍舍利器銘」にも順忍の業績として授戒活動についても言及され、比丘戒を重受した者は一百人、比丘尼戒を(重)受した者は一百七人、比丘戒を新受した者は二百四十三人、比丘尼戒(を新受した者)は六十四人、式叉尼戒(を新受した者)は六十一人、沙弥戒(を新受した者)は二百九十四人、沙弥尼戒は七十四人、十重禁戒は道俗四百四十七人と記されている。

こうした授戒に関連する活動として結果がある。結果は、一般論的にいえば領域を仮構的に限つて、内と外とを区別することである^{*四十三}。仏教僧とりわけ律僧たちは結界儀礼によつて聖化された域内での清浄な生活をめざした。金沢称名寺には、元亨三(一三二三)年二月二四日附の裏書きを有する「称名寺結界絵図」が残されているが、その裏書きによつて、その結界儀礼において順忍が羯摩師(いわば議長役)を務めていることがわかる^{*四十四}。

ところで、順忍は、律僧であるとともに、密教を極めた僧であつた。先述の「極楽寺長老順忍舍利器銘」にも、密教の奥義を究めたことを

証する伝法灌頂や許可灌頂を僧尼に行ったことが、「伝法灌頂門」^{〔第〕}□^{〔第〕}僧、六十人、許可僧三十五人、伝法尼僧三十七人、許^{〔可〕}□^{〔可〕}尼僧二人」と記されている。実際に、文保二(一三二一)年正月九日附で称名寺劍阿に伝法灌頂を行っている。^{*四十五。}

また、「極楽寺長老順忍舍利器銘」に「伝法尼僧三十七人、許^{〔可〕}□^{〔可〕}尼僧二人」とあるのが注目される。順忍は女性にも伝法灌頂を行っていたことに注意を喚起したい。

順忍は、密教僧であったが、叡尊・忍性らもそうであった。それゆえ、叡尊教団においても多数の密教系の法会を行っていた。とりわけ、叡尊が文永元(一二六四)年九月四日に西大寺建立の本願称徳女帝の忌日を期して開始した法会である光明真言会は重要である。七昼夜にわたって亡者の追善、生者の現世利益のために光明真言を誦する法会であり、諸国の末寺から僧衆が集まり、西大寺内に寄宿して法会を勤修する叡尊教団の年中行事の中で最大のものであった。^{*四十六。}

注目されるのは、極楽寺流も光明真言会を開催していたことである。忍性は極楽寺に真言堂を建設し、そこで光明真言会を開いていたと考えられる。それは忍性の死後は一時期中断したようであるが、おそらくは忍性への廻向のために文保期には順忍によって再興されたと推測される。^{*四十七。}

史料(一一一) ^{*四十八}

五ヶ日談義候也、開白御分、二日本性上人、三日本光房、四日覚也上人、印教上人、^{〔極〕}□此候也、

□例光明真言、自四月八日初夜被始行候、同九日開白御説法、為御存知^{〔録〕}、大概進之候、相構、

史料(一一二)は『金沢文庫古文書』所収の「氏名未詳書状」であるが、それにより四月八日より恒例の光明真言会が開かれていたことがわかる。なお、五日間にわたって開催された談義をつとめた五人は、初日が順忍、二日目、第四代長老となる本性房俊海、三日目は第六代長老となる本光房、最後に第五代長老印教房であり、覚也上人以外はいずれも極楽寺長老となる人物である。それゆえ、この恒例光明真言会は奈良西大寺ではなくて、極楽寺の光明真言会であろう。

以上のように、善願房順忍は非常に重要な活動を行なった。とりわけ、東大寺大勧進として東大寺の復興を成功させ、さらに忍性没後の極楽寺を発展させていった。次に第四代本性房俊海以降の長老について見よう。

第二章 第四代長老本正(性) 房俊海以後の長老達

嘉暦元(一三二六)年八月一〇日に亡くなった極楽寺第三代長老善願房順忍の跡を継いだのは第四代長老本正(性)房俊海である。史料には房名が本性房とも本正房とも出てくるが普通で同じ人物である。

鎌倉時代末から室町時代初期に書かれた一種の過去帳である^{*四十九}「常楽記」という記録によれば、俊海は建武元(一三三四)年十一月二日に死去した^{*五十}とあるので、建武元年十一月二日に亡くなったと考えられる。

この本正房俊海についても専論はないが、順忍の跡を引き継ぎ極楽寺流の発展を支えた人物であった。俊海の史料上の初見は、先述した金沢称名寺に残る「称名寺結界絵図」の元亨三(一三二三)年二月二四日附の裏書きである。

史料(一一三) ^{*五十一}

元亨三年癸二月廿四日

羯广師 極楽寺長老一忍公大徳

答法 多宝寺長老俊海律師

唱相 湛睿

それによれば、結界儀礼において多宝寺長老俊海は答法師を務めている。俊海も、忍性、順忍と同じく多宝寺長老から極楽寺長老へと榮転したのである。

俊海が重要視されていた証として、順忍の跡を受けて東大寺大勧進に任命されたことがある^{*五十四}。

史料(一四) ^{*五十三}

一、東大寺大講堂造営料国

国司造東大寺

同極楽寺長老^(鎌倉)

本性上人俊海

嘉暦元十二月三日

史料(一四)は、「周防国吏務代々過現名帳」で、それから嘉暦元(一三二六)年一二月三日附で俊海が極楽寺長老として東大寺大勧進兼周防国司に就任したことがわかる。

順忍のところでも述べたが、当時の東大寺大勧進は名誉職ではなく、優れた勧進能力を有することが求められた。とりわけ、鎌倉幕府との密接な関係のある僧侶が大勧進に求められていた。そういう背景のもと、俊海が大勧進に任命されたのである。

また、嘉暦三(一三二八)年二月一三日には、俊海の申請を受けて忍性へ菩薩号宣下が許可されることになった^{*五十四}。このことは、忍性の

仏教者としての偉大さが第一義であったにせよ、俊海の朝廷・幕府への交渉の成果でもあった。

さらに、俊海は順忍と同様に実順を周防国の目代に任命し、東大寺大勧進としての職務を遂行した。ことに、国守として周防国分寺の興行にも務めた。

史料(一五) ^{*五十五}

周防国分寺興行事、俊海上人申状副具書如此、可被申関東之由

天氣所候也、上啓如件

四月十九日

^(鎌倉等)
左大弁資房 奉

謹上 西園寺中納言殿^(公宗)

史料(一六) ^{*五十六}

周防国分寺興行事、繪旨 副俊海上人申状、并具書如此、仍執達如件、

四月廿二日

公宗

相模守殿

史料(一七) ^{*五十七}

周防国分寺事、早任繪旨、可令致興行沙汰之状、依仰執達如件、

^(一三三〇)
元徳二年十一月六日

右馬権頭 在判

相模守 在判

^(俊海)
本正上人御房

史料(一五)は、元徳二(一三三〇)年四月一九日付後醍醐天皇繪旨で、極楽寺俊海の願いを受けて、周防国分寺興行を鎌倉幕府もサポートするように関東申次(西園寺公宗)に命じている。史料(一六)は、そ

れを受けて関東申次が執権に伝達している。史料(一七)は、鎌倉幕府が、その論旨を受けて周防国分寺を興行するように、俊海に命じている。ところで、史料(一五)と(一六)には年次がなく、『山口県史』は、それらの文書の年次を嘉暦二(一三二七)年とする。しかし、史料(二七)が史料(一五)と(一六)と関連しているとすれば、それらの文書の年次は元徳二年であろう。

史料(二五)から史料(二七)は、善願房順忍の死去後の大勧進交代後、本正(性)房俊海による周防国分寺興行活動を保障する文書群である。俊海は、順忍と同様に幕府の支援を受けて周防国分寺の興行を行ったのである。「当寺開山菩薩以降代々名簿控」では、俊海のことを周防国分寺中興者とする^{*五十八}。

また、先述のように、後醍醐天皇は極楽寺とその末寺を一括して勅願寺としていた。そうした極楽寺流保護政策は、俊海の時代の成果である。

史料(一八)^{*五十九}

極楽寺諸末寺、勅願寺并寺領安堵 論旨、被成下候之間、諸寺可触申之由候、仍案文二通進之候、任被仰下之旨、被致御祈祷、^可被修朝敵并合戦之輩滅罪之善根候也、恐々謹^言、

元弘三年八月十九日 沙門俊海(花押)

謹上 称名寺長老

史料(一八)は元弘三(一三三三)年八月十九日附けの「俊海書状」である。それによれば、鎌倉幕府滅亡後において、極楽寺諸末寺を一括して勅願寺とし、また寺領を安堵する論旨が出されたことがわかる。俊海は極楽寺長老として、案文二通を作成し、その旨を末寺である称名寺に伝え、「朝敵并合戦之輩滅罪之善根」のために祈祷するように指示している。

さらに、次の史料(一九)のように、俊海の長老時代には伊与国分寺も興行を任されている。

史料(一九)^{*六十}

伊豫国々分寺、宜致執務専興隆者、

天氣如此、仍執達如件

元弘三年十一月三日 左少弁 御判

極楽寺長老御房

追伸 寺領以下任旧記可致管領由、同被仰下候也

鎌倉幕府が蒙古襲来を契機として、国分寺(尼寺)・一宮の復興に務め、その担い手が西大寺・極楽寺であったことは先に述べた。その結果一九箇国の国分(尼)寺が両寺によって興行された。史料(一九)は元弘三年十一月三日附後醍醐天皇論旨である。それによれば、伊与国分寺の興行が極楽寺長老俊海に命じられている。寺領以下の管領も任されている。極楽寺は、周防国分(尼)寺、丹後国分(尼)寺、伊与国分(尼)寺の興行をゆだねられていた。

伊与国分寺との関係がいつから始まったのかははっきりしないが、次の史料(二〇)からは、正慶元(一三三二)年閏一〇月頃には極楽寺と伊与国とは関係があったようである。

史料(二〇)^{*六十一}

奉施入伊与国三島神社御宝前

正慶元年壬申十月関東極楽寺

沙門俊海

すなわち、史料(二〇)によれば、正慶元年閏一〇月に極楽寺長老俊

海が伊予大三島の三島社に銅饒鉢を寄付しており、その頃には伊与国と関係があったのであろうか。

さらに、播磨報恩寺も、俊海が長老であった嘉暦元(一三二六)年から建武元(一三三四)年一月二日までの間は極楽寺末寺であった^{*六十二}。

以上のように、第四代長老俊海も第三代長老順忍の跡を継いで、極楽寺流を一括して後醍醐天皇の勅願寺とするなど、極楽寺流の発展に大きな役割を果たしていたのである。

第五代、第六代、第七代についても詳しく考察すべきであるが、史料的な制約と紙幅の都合もあって、在任期間に注目して述べておこう。

第五代長老は印教房円海である。建武元(一三三四)年一月二日に死去した俊海の跡を継いで、円海は極楽寺第五代長老となった。「常楽記」によれば暦応元(一三三八)年七月二七日に六九歳で亡くなっている^{*六十三}。

史料(一一) ^{*六十四}

天下静謐御祈事、相催諸国末寺并国分尼寺事、殊致丹誠可祈念海内安全者、依

院宣執達如件、

^{建武三} 七月十八日 ^(高階) 雅仲

極楽寺長老上人御房

史料(一二) ^{*六十五}

諸国散在末寺僧尼寺同寺領等事、任先例可被致其沙汰之状如件

建武三年七月十九日 左馬頭 御判

極楽寺長老

史料(二一)は建武三(一三三六)年七月一日附光嚴上皇院宣写である。史料(二二)は建武三年七月十九日附足利直義御判御教書写である。史料(二一)からは、極楽寺長老円海に対して末寺と国分・尼寺を動員して天下静謐の祈禱を丹誠こめて行うように命じている。史料(二二)からは、先例にまかせて「諸国散在末寺僧尼寺同寺領等」の支配を行なうように極楽寺に安堵している。いずれも写で、伊与国分寺に伝わっている。

史料(二一)、史料(二二)からわかるように、円海の時代も諸国末寺支配を認められ、ことに、西国に所在する伊与国分寺の支配も継続して認められたことがわかる。

第六代長老は、本光房心日である。心日は暦応元(一三三八)年七月二七日に亡くなった円海の跡を継いだ。

ところで、先述のように、第六代長老を覚行房照玄とする説もある。それは、『律苑僧宝伝』の「照玄律師伝」に依拠しているのであろう。

史料(二三) ^{*六十六}

覚行玄律師伝

律師諱照玄、字覚行、本無律師之門人也、随十達国師習戒律、深得其旨、兼稟二秘密瑜伽、旁研華嚴、康永四年募衆、於東大寺建香積厨、厥後受請主鎌倉極楽寺、又領戒壇院之命、居二歳、宗風大振、竟於京兆大通寺、脱去、時延文三年六月初五日也、報年五十有八

それによれば、延文三(一三五八)年六月五日になくなった、覚行房照玄が康永四(一三四五)年に東大寺に香積厨を建てたあと、鎌倉極楽寺の主となったとある。また、東大寺戒壇院長老にもなったという。

それゆえ、一見すると、覚行房照玄が康永四年以後のある時期に極楽寺長老であったと考えられる。照玄は康永四年三月には東大寺大勧進となった^{*六十七}という。

史料(二四) ^{*六十八}

圓淨為律師伝

律師諱正為、圓淨其字也、落髮于十達国師、学富道高、繼覚行律師後、住極楽戒壇兩刹、常講華嚴及三大部、由是名流四遠、為時賢所慕、應安元年八月二十二日歸真于極楽寺、

さらに、注目されるのは、史料(二四)のように、『律苑僧宝伝』の「圓淨為律師伝」には、覚行の弟子の円浄房正為が覚行房照玄の跡を継いで極楽寺と東大寺戒壇院に住し、応安元(一三六八)年八月二二日に極楽寺で亡くなったとある。すなわち、『律苑僧宝伝』を信じるとすれば、第六代長老は覚行房照玄、第七代長老は円浄房正為ということになる。はたしてそうであろうか。

史料(二四) ^{*六十九}

観応元年三月廿一日於開東極楽寺自第六住持心日大徳奉相伝之畢、

極楽寺住僧金剛仏子珠篋

(花押)

史料(二四)は、「綜芸種智院式並序」の奥書である。それによれば、極楽寺第六代長老心日が観応元(一三五〇)年三月二日に「綜芸種智院式並序」を極楽寺住僧珠篋に相伝している。すなわち、第六代住持は心日であったと考えられる。

また、心日は、「極楽寺宝物目録写」には康永三(一三四四)年四月初安居日(一六日)附で「沙門心日(花押)」と署判している。それに

は「第六住時代」と後世の注記もある。それゆえ、康永三(一三四四)年四月頃から観応元(一三五〇)年には心日が第六代住持として活動している。

とすれば、覚行房照玄(円浄房正為もだが)を極楽寺長老とする『律苑僧宝伝』は間違いと考えられる。おそらく、極楽寺の一塔頭の院主となったというのを「主鎌倉極楽寺」と誤断したのであろう。

史料(二五) ^{*七十}

當寺第六長老沙門澄心

(中略)

本智房 當寺住

本光房 極楽寺長老

(中略)

當寺第七長老沙門信昭

また、史料(二五)の「光明真言過去帳」によれば、本光房が極楽寺長老として記載されている。それによれば、貞和三(一三四七)年九月五日付で死去した西大寺第六代長老澄心^{*七十一}と、文和元(一三五二)年三月二日付で亡くなった西大寺第七代長老信昭^{*七十二}との間に、極楽寺長老本光房が記載されている。それゆえ、その間に、極楽寺長老本光房は亡くなったのであろう。とすれば、本光房とは第六代長老心日のことを指している。

また、先述のように、観応元(一三五〇)年三月二日に極楽寺第六代長老として「綜芸種智院式並序」を極楽寺住僧珠篋に相伝している^{*七十三}。それゆえ、心日は観応元(一三五〇)年三月二日から文和元(一三五二)年三月二日までの間に死去したのであろう^{*七十四}。

本光房心日の長老期における重要な出来事として、貞和五(一三四九)年二月一日附で足利尊氏によって、忍性の先例に任せて鎌倉の内港和

賀江嶋の管理権と前浜の殺生禁断権を安堵されたことがある^{*七十五}。
第七代長老は、本一房明賢である。

史料(二六) ^{*七十六}

極楽寺第七長老明賢大徳遺骨、貞治七年戊申三月十五日

史料(二五)は、極楽寺の塔頭西方時跡から出土した骨蔵器の銘文である。それゆえ、

明賢は貞治七(一三六八)年三月一五日に死去したことがわかる。
ところで、明賢の房名は本一房である。

史料(二七) ^{*七十七}

當寺第十三長老沙門信尊

(中略)

○(アトカ)本一房 極楽寺長老

智照房 弘正寺

(中略)

○當寺第十四長老沙門堯基 (後略)

史料(二六)は、「光明真言過去帳」で、極楽寺長老本一房が、貞治五(一三六六)年九月二〇日に七〇歳で亡くなった西大寺第一三代長老信尊^{*七十八}と、応安三(一三七〇)年四月四日に七五歳で亡くなった西大寺第一四代長老堯基^{*七十九}との間に記されている。それゆえ、極楽寺長老本一房は、その間に亡くなったと考えられる。とすれば、本一房とは貞治七(一三六八)年三月一五日に死去した明賢ということになる。明賢は、文和二(一三五三)年一月八日に「極楽寺宝物目録」に署判している^{*八十}。その頃には確実に長老であった。

第八代長老は義空房である。本一房明賢は貞治七(一三六八)年三月

一五日に死去した。その跡を継いだのは義空房であった。

史料(二七) ^{*八十一}

○當寺第十四長老沙門堯基 (中略)

覺日房 金剛寺 俊一房 桂宮院

(中略)

真浄房 花蔵寺 玄寥房 称名寺

素静房 神弘寺 ○義空房 極楽寺長老

(中略)

○當寺第十五長老沙門興泉

史料(二七)は、「光明真言過去帳」の一部で、極楽寺長老義空房が、応安三年八月一五日に死去した桂宮院長老俊一房^{*八十二}と、康暦元年(一三七九)年六月晦日に八六歳で亡くなった西大寺第十五長老興泉^{*八十三}の間に記されている。義空房は、その間に亡くなったのであろう。第九代は空日房である。

史料(二八) ^{*八十四}

○當寺第十五長老沙門興泉

(中略)

○空日房 極楽寺長老 道了房 大御輪寺

(中略)

○當寺第十六長老沙門禪響

史料(二八)は、「光明真言過去帳」の一部で、極楽寺第九代長老空日房が、康暦一(一三七九)年六月晦日に八六歳で亡くなった西大寺第一五代長老興泉^{*八十五}と、嘉慶二(一三八八)年五月五日に九〇歳で亡くなった西大寺第一六代長老禪響^{*八十六}との間に記されている。空日房は

その間に死去したのであろう。

おわりに

「はじめに」で触れたように、石井進氏は、極楽寺が和賀江津の港湾管理など鎌倉幕府の公共事業を請け負っていた点を踏まえて、極楽寺の役割の大きさに光を当てた^{*八十七}。しかしながら、極楽寺研究の基本ともいえる長老次第すら明かではなかった。それは、史料の少なさというよりも、史料の扱いが困難であったからだ。それゆえ、本稿では極楽寺第三代長老善願房順忍と第四代長老本正性(性)房俊海の事績に注目しつつ、極楽寺の第九代までの長老次第を明らかにし、極楽寺流の形成と展開についてみてきた。それによって、叡尊教団内に極楽寺流ともいえる鎌倉極楽寺を中心とした末寺群の存在に光を当てることができたと考える。とりわけ、初代忍性のみならず東大寺大勸進に登用された順忍と俊海が重要な役割を果たしたことも明らかにできた。

ところで、叡尊教団の全国的な展開を考える際に、明德二(一二九一)年に書き改められた「明德末寺帳」がよく使用される。私もしばしば利用してきた^{*八十八}が、なぜ明德二(一二九一)年に書き改められる必要があったのか謎であった。今回、極楽寺流の成立と展開を考えてみると、謎が解けたような気がする。本稿で述べたように、南北朝初期までは極楽寺流は三河国以西の西国にも展開していたが、南北朝動乱の終結を機に、西大寺と極楽寺で調整がなされ、基本的に西国の末寺は西大寺が、東国は極楽寺が統括するという結論にいたり、「明德末寺帳」が作成された。以上の仮説が当たっているかは、ともかくとして順忍、俊海といった極楽寺流の高僧の活躍に光りを当てられたことをもってよしとしたい。

*一 石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」(『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一、九三頁など)は忍性と極楽寺の役割の重要性に大きな光を当てた。

*二 追塩千尋「中世南都の僧侶と寺院」(吉川弘文館、二〇〇六)。

*三 松尾剛次「西大寺末寺帳考」(『勸進と破戒の中世史』吉川弘文館、一九九五)一三七頁。西大寺末寺帳などを使いつつ現地調査を踏まえて中世叡尊教団の全国的展開を明らかにした松尾「中世叡尊教団の全国的展開」(法蔵館、二〇一七)も参照されたい。

*四 西岡芳文「忍性の後継者と関東律宗の展開」(『生誕八〇〇年記念特別展 忍性菩薩 関東律七五〇年』神奈川県立金沢文庫、二〇一六)。西岡論文は陸奥長福寺、駿河鬼岩寺などこれまでさほど光が当てられなかった極楽寺末寺に注目している。

*五 『極楽律寺史 中世近世編』(極楽律寺、二〇〇三)。

*六 遁世僧については松尾剛次「新版 鎌倉新仏教の成立」(吉川弘文館、一九九八)など参照。

*七 松尾「忍性」(『ミネルヴァ書房、二〇〇四)。

*八 田中敏子「極楽寺二代長老に就て」(『鎌倉』五、一九六〇)。

*九 この点は松尾「西大寺末寺帳考」(前注(三))一三七頁で指摘した。大塚紀弘「鎌倉極楽寺流律家の西国展開—播磨報恩寺を中心に」(『地方史研究』三五七、二〇一一)は極楽寺流の存在に大きなスポットを当てた点に

注目に値する。しかし、大塚氏は、第四代極楽寺長老俊海が嘉暦元年に死去したとするなど、間違いも犯している。そうした誤りを回避するために

も、極楽寺長老次第の確定は望まれるところである。また、都市鎌倉との関係で極楽寺の役割に注目した石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」

(前注(一))も示唆にとむ研究であるが、和賀江嶋の管理権と前浜の殺生禁断権を安堵した足利尊氏書状写の宛名(極楽寺長老本光房心日)を極

楽寺長老とのみ記すなど、極楽寺長老次第に踏み込んではいない。

*十 『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五))一〇五・一〇六頁、「鎌倉遺文」

卷三八、二九五四九号文書。『生誕八〇〇年記念特別展図録 忍性—救済に捧げた生涯』(奈良国立博物館、二〇一六)一八四頁に本舍利容器の写

- 真が、二六一頁には解説がある。二六七頁には銘文の翻刻がある。
- *十一 『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五))。『生誕八〇〇年記念特別展 図録 忍性』(前注(一〇))一七八頁に本舍利容器の写真が、二五九頁には解説がある。二六六頁には銘文の翻刻がある。
- *十二 『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五))、『鎌倉遺文』巻三八、二九五〇号文書。
- *十三 本骨蔵器銘については『大仁町史 資料編二』(伊豆の国市観光・文化部文化振興課、二〇一二)五二四頁、『大仁町史通史編一』(伊豆の国市観光・文化部文化振興課、二〇一五)四二六頁、『増訂豆州志稿巻一〇下』(長倉書店、一九六七)四二九頁などを参照。
- 金剛廢寺については、史料がほとんどないが、極楽寺とその末寺が天竜川・大井川・富士川・木瀬川などの管理を任されていたこと(湯山学「駿河国木瀬河・沼津と靈山寺」『地方史静岡』一五、一九八七)から推測すれば、狩野川中流の右岸に位置し、おそらく、狩野川の川津を管理する役割を担っていたのかもしれない。また、『増訂豆州志稿巻一〇下』によれば、永和三(一三七七)年二月一〇日に造立供養されたという銘のある大日如来を刻んだ石塔もあったというので、その頃まで存続していた。現在の玉洞院にある永和三年銘の石塔こそ、その石塔であろう。順忍の「故郷」に立つ金剛寺であり、おそらくは大いに栄えていたはずである。
- *十四 二〇一七年四月五日に修善寺にて本骨蔵器の調査を行った。その際、修善寺住職吉野真常氏にお世話になった。
- *十五 松尾『忍性』(前注(七))参照。
- *十六 この順忍の極楽寺長老任命状は將軍より出されており、極楽寺は將軍家祈禱寺であった(小野塚充巨「中世極楽寺をめぐる」『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四)四七七頁)。その任命状は一月五日附けであり(『金沢文庫古文書』二五五四号文書)、第二代長老榮真の死去日はそれ以前ということになる。江戸時代の過去帳では元亨二年七月一二日とする。その年次は明らかに間違いだ、月日が正しいとすれば、正和四年七月一二日に亡くなったということになる。長老任命は前任の四九日法要などの終了後とすれば、その日付けも可能性はある。後考を期したい。
- *十七 大三輪龍彦「廢多寶律寺について」(『鎌倉』一七、一九六八)。
- *十八 松尾『忍性』(前注(七))九二頁参照。
- *十九 『仏教辞典』(岩波書店、二〇〇二)の「勸進」の項目参照。
- *二十 松尾『勸進と破戒の中世史』(前注(三))。
- *二十一 松尾『中世律宗と死の文化』(吉川弘文館、二〇一〇)。
- *二十二 松尾『勸進と破戒の中世史』(前注(三))所収「勸進の体制化と中世律僧」一四・二五頁。
- *二十三 「周防国分寺文書」一『防府市史 史料I』(防府市、二〇〇〇)三六三頁。
- *二十四 松尾『勸進と破戒の中世史』(前注(三))所収「勸進の体制化と中世律僧」二七頁。
- *二十五 長門国分寺は一箇箇寺の「外」とされるので(森茂暁「鎌倉末期・建武新政期の長門国分寺」(『山口県史研究』二、一九九三)二五頁)、二〇箇国の国分寺の興行を担っていた。
- *二十六 大塚「鎌倉極楽寺流律家の西国展開」(前注(九))など参照。長門長光寺も極楽寺仙戒(海)上人によって律寺化しており(『山口県史通史編 中世』山口県、二〇一二、七七三頁)、明德以前は極楽寺末寺であった可能性が高い。
- *二十七 松尾『西大寺末寺帳考』(『勸進と破戒の中世史』(前注(三))一三七頁)。
- *二十八 『山口県史 史料編 二』(山口県、二〇〇一)三九九頁の八月一日付「周防国目代覚順書状」。
- *二十九 大塚「鎌倉極楽寺流律家の西国展開」(前注(九))。
- *三十 「周防国吏務代々過現名帳」(『山口県史 史料編 中世一』山口県、一九九六)五九六頁。
- *三十一 「周防国吏務代々過現名帳」(前注(三〇))五九六頁。
- *三十二 松尾『忍性』(前注(七))一九二・一九四頁。
- *三十三 「撰津多田神社文書」『鎌倉遺文』三四卷、二五八五号文書。
- *三十四 松尾『西大寺末寺帳考』(『勸進と破戒の中世史』(前注(三))一四四頁)。
- *三十五 「土佐村上文書」『鎌倉遺文』三五卷、二六九七四号文書。
- *三十六 「土佐安芸文書」『鎌倉遺文』三四卷、二六五四六号文書。

- *三十七 「北条貞時十三年忌供養記」(『鎌倉市史 第二』鎌倉市、一九五六) 一〇七頁。
- *三十八 『性公大徳譜』「正応四年条」(『極楽律寺史 中世近世編』(前注(五))七五頁)。
- *三十九 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 三六頁。
- *四十 松尾『中世都市鎌倉の風景』(吉川弘文館、一九九三) 一三四頁。
- *四十一 『金沢文庫古文書』六一九六号文書。
- *四十二 松尾監修『興正菩薩御教誡聴聞集』「訳注研究」(『日本仏教総合研究』二、二〇〇四) 一〇六頁。
- *四十三 田岡香逸氏「結界石考」(『歴史考古』一八、一九七〇)、垂水稔氏著「結界の構造」(名著出版、一九九〇) など参照。
- *四十四 松尾『中世都市鎌倉の風景』(前注(四)) 一五六頁。
- *四十五 「源喜堂古文書目録二」『鎌倉遺文』三四卷、二六五一六号文書。
- *四十六 「救済の思想 叡尊教団と鎌倉新仏教」(角川書店、一九九六) 五四頁。
- *四十七 文保頃の「廻向・光明真言再興願文」『極楽律寺史 中世近世編』(前注(四)) 九八頁。
- *四十八 『金沢文庫古文書』四五五六号文書、「氏名未詳書状」。
- *四十九 『日本史大事典 三』(平凡社、一九九三)の「常楽記」の項目参照。
- *五十 「常楽記」(『群書類従第二九』続群書類従完成会、一九七七) 建武元(一二三四)年一月二一日条。
- *五十一 松尾『中世都市鎌倉の風景』(前注(四)) 一五六頁。
- *五十二 「周防国吏務代々過現名帳」(前注(三〇)) 五九六頁。
- *五十三 「周防国吏務代々過現名帳」(前注(三〇)) 五九六頁。
- *五十四 「相模極楽寺文書」『鎌倉遺文』三九卷、三〇二三九号文書。
- *五十五 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十六 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十七 『山口県史 史料編 二』(前注(二八)) 四〇五頁。
- *五十八 『山口県史通史編 中世』(前注(二六)) 七六八頁。
- *五十九 「相模極楽寺文書」『鎌倉遺文』四一卷、三二四八二号文書。
- *六十 『愛媛県史資料編 古代・中世』(愛媛県、一九八三) 五一六頁。
- *六十一 「伊予大三島東田坊所藏銅饒鉢銘」『鎌倉遺文』四一卷三二八七六号文書。
- *六十二 「播磨報恩寺文書」『鎌倉遺文』三四卷、二六〇九一号文書。
- *六十三 「常楽記」(前注(五〇)) 暦応元(一二三三)年七月二七日条。
- *六十四 『愛媛県史資料編 古代・中世』(前注(六〇)) 五三四頁。
- *六十五 『愛媛県史資料編 古代・中世』(前注(六〇)) 五三四頁。
- *六十六 『律苑僧宝伝』(『大日本仏教全書一〇五』名著普及会、一九七九、二五九頁)「照玄律師伝」。
- *六十七 永村真『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、一九八九) 三四六頁所載の「東大寺大勸進職一覽」参照。しかし、『大日本古文書 東大寺文書之九』六二頁によれば、前年の康永三年一〇月二四日において大勸進として活動している。
- *六十八 『律苑僧宝伝』(前注(六六)) 一六〇頁。
- *六十九 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」(速水侑編『日本社会における仏と神』吉川弘文館、二〇〇六) 九一頁。
- *七十一 「西大寺代々長老名」(『西大寺関係史料(一) 諸縁起・衆首交名・末寺帳』七三頁)。
- *七十二 「西大寺代々長老名」(前注(七一)) 七三頁。
- *七十三 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十四 本光房は文保二(一二三一)年二月七日附後伏見上皇院宣では、殺生禁断命令を證賢(報恩寺長老)に仰せ伝えるように命じられている(『播磨報恩寺文書』『鎌倉遺文』三四卷、二六〇九〇号文書)。このほかの活動については松尾「関東祈禱所再考—禪・律寺に注目して」(『日本仏教総合研究』一四号、二〇一六) 五四・五五頁を参照されたいが、正和三(一二三四)年一〇月には大和久米寺の勸進責任者として活動している。
- *七十五 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一四六頁。
- *七十六 『極楽律寺史 中世・近世編』(前注(五)) 一五一頁。
- *七十七 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」(前注(七〇)) 九五頁。
- *七十八 「西大寺代々長老名」(前注(七一)) 七三頁。

- * 七十九 「西大寺代々長老名」〈前注(七二)〉七三頁。
- * 八十 『極楽律寺史 中世・近世編』〈前注(五)〉一四七頁。
- * 八十一 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」〈前注(七〇)〉九六頁。
- * 八十二 「常楽記」〈前注(五〇)〉応安三(一三七〇)年八月一五日条。
- * 八十三 「西大寺代々長老名」〈前注(七二)〉七三頁。
- * 八十四 松尾「西大寺光明真言過去帳の紹介と分析」〈前注(七〇)〉九八頁。
- * 八十五 「西大寺代々長老名」〈前注(七二)〉七三頁。
- * 八十六 「西大寺代々長老名」〈前注(七二)〉七三頁。
- * 八十七 石井進「都市鎌倉における「地獄」の風景」〈前注(一一)〉。
- * 八十八 たとえば、松尾『中世叡尊教団の全国的展開』〈前注(三三)〉など。

追記

本稿は科学研究費基盤研究(c)「中世叡尊教団の全国的展開」(代表松尾剛次)の成果の一つである。

The development of the Gokuraku Temple and its branches in medieval Japan, with a focus on the succession of its chief priests

Kenji MATSUO

(History & Culture, Cultural Systems Course)

Through a focus on the succession of its chief priests, this paper aims to show that the Gokuraku Temple in Kamakura had a much bigger influence in the Kamakura period than originally thought. Previous research has focused solely on Ninshō (1217-1303), the temple's founder. This research will show, however, that until the 14th century, Gokuraku Temple played a significant role in public works, including improving port facilities, running hospitals and curing leprosy. It will be shown that such public works were conducted by Ninshō's successors and that especially Junnin (1265-1326), the third, and Shunkai (?-1334), the fourth chief priest, played a substantial role, successfully founding many branch temples not only in the east but also the west of Japan.